

○狛江市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成17年11月10日要綱第84号）

○狛江市公共物等有料広告掲載取扱要綱

平成17年11月10日要綱第84号

改正

平成19年5月7日要綱第55号

平成20年4月1日要綱第36号

平成23年1月20日要綱第1号

狛江市公共物等有料広告掲載取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市の財源確保及び地元企業等の活性化等を図るため、市の公共物等に掲載する有料広告の取扱いについて、別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（広告掲載の対象）

第2条 この要綱において、広告の掲載ができる公共物等（以下「公共物等」という。）とは、次に掲げるもののうち、広告掲載が可能なものをいう。ただし、市長が広告掲載を適当でないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 市が発行する刊行物、印刷物及びそれに類するもの
- (2) 市のホームページ
- (3) 市が所有する施設及び財産
- (4) 市が所有する備品
- (5) その他広告掲載が適当と市長が認めるもの

（掲載できる広告の基準）

第3条 掲載できる広告は、市民生活の利便性を向上させることのできるもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治、宗教、意見広告及び個人宣伝に係るもの
- (4) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (6) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、公共物等に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

（広告の掲載順位）

第4条 同一の公共物等について広告掲載希望が複数ある場合の広告の掲載順位は、次のとおりとする。この場合において、同一の広告掲載位置に2以上の同順位の者から申込みがあったときは、抽選により決定する。

- (1) 公共的団体及びそれに類する者の広告
- (2) 私企業のうち公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有する者の広告
- (3) 前2号に掲げる者以外の私企業及び自営業で、市内に事業所等を有する者の広告
- (4) その他掲載する広告として適当であると市長が認める者の広告

（広告の規格等）

第5条 広告の規格、掲載期間、掲載位置、掲載枠数等は、公共物等の使用目的を妨げない範囲内で、公共物等ごとに別に定める。

（広告掲載料）

第6条 広告掲載料は、公共物等の種類、掲載位置、掲載期間、広告の規格、広告の効果、類似広告の市場価格等を勘案して、公共物等ごとに別に定める。

（広告掲載希望者の募集方法）

第7条 広告掲載希望者の募集方法は、公共物等ごとに、その性質に応じて、別に定める。

（広告掲載の申込み）

第8条 広告掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、掲載しようとする広告の原稿又は広告内容が分かるものを添えて、市長に申込みをするものとする。

2 前項による申込みの際は、市長は必要に応じて申込者の業務内容等が分かるものの提示を求めることができる。

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申込みを受けたときは、この要綱及び別に定める基準により、広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、広告掲載の可否について疑義が生じたときは、狛江市行財政改革推進本部設置要綱（平成9年要綱第47号）第5条の規定に基づき設置される狛江市行財政改革推進委員会の意見を聴くことができる。

2 市長は、前項の審査に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載が決定した申込者（以下「広告主」という。）は、第6条の広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載に係る経費の負担)

第11条 版下原稿及び広告の作成、取付け及び掲載に要する経費は、原則として広告主の負担とする。ただし、公共物等によってはこの限りでない。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、広告の掲載が決定した後に、次の各号に該当することが判明した場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 公共物等の使用目的に支障があると認めた場合
- (2) 広告主が、指定する期日までに版下原稿等を提出しなかった場合
- (3) 広告掲載料を納付しなかった場合
- (4) 広告主又は広告内容が不相当と判明した場合

(広告掲載料の還付)

第13条 広告掲載が決定した後又は広告掲載期間内に、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載が中止になったときは、広告掲載料の一部又は全額を還付する。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の掲載期間終了後速やかに公共物等を原状に回復しなければならない。この場合において、広告の撤去に要する経費は、広告主の負担とする。

2 その他広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年5月7日要綱第55号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年4月1日要綱第36号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年1月20日要綱第1号）

この要綱は、公布の日から施行する。